平成２４年（フ）第５６号
青森県五所川原市大字飯詰字清野47番地７
債務者　古川　輝秀
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中林　弓子
4　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
青森県五所川原市大字姥萢字船橋107番地11　パインヒルＡ202号室、住民票上の住所青森県五所川原市大字飯詰字皆瀬１番地２
債務者　櫛引　英嗣
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑輔
4　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１４０９号
北海道北広島市松葉町６丁目１番地　Ｄ－102
債務者　大須賀久人
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲世古善樹
4　破産債権の届出期間　平成24年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９号
新潟県新発田市上今泉甲428番地
債務者　布施　揮真
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　良二
4　破産債権の届出期間　平成24年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午前10時25分
6　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第７８号
北海道岩見沢市７条西19丁目１番地25　スカイマンション摩周Ａ号室
債務者　川口知以子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　正博
4　破産債権の届出期間　平成24年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月２日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第２５２号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番４―731号
債務者　吉田光悦こと　朴　　光悦
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白　　承豪
4　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４２６号
名古屋市西区城西４丁目28番16号
債務者　清水　善吉
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直紹
4　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月21日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４２７号
名古屋市西区城西４丁目28番16号
債務者　清水勢津子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直紹
4　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月21日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７９９号
札幌市東区北42条東６丁目３番10号
債務者　大村　直継
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４号
山形県最上郡真室川町大字及位806番地４
債務者　佐藤住建こと　佐藤　清司
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　裕之
4　破産債権の届出期間　平成24年９月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第２５号
山形県最上郡真室川町大字及位806番地４
債務者　マサコ美容室こと　佐藤　雅子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　裕之
4　破産債権の届出期間　平成24年９月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第５８号
群馬県みどり市大間々町塩原812番地
債務者　青木　保昌
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　　猛
4　破産債権の届出期間　平成24年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１５１４号
横浜市保土ケ谷区新井町356番地１　千丸台ハイツ４棟205号
債務者　山下　晴美
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　敏宏
4　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月25日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０２号
相模原市南区双葉２丁目17番15号　ライフワークＢ202
債務者　増子　正一
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辰野　友彦
4　破産債権の届出期間　平成24年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月１日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部